感染症第58号

令和６年(2024年)４月８日

　各医療機関の長　様

北海道保健福祉部長

　　　新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に悩む方の診療をしている医療機関の公表等

について

　本道の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制は、本年4月から通常の対応となりますが、罹患後症状で悩む方への対応については、必要な方が適切な医療に繋がることができるよう、国では、引き続き、罹患後症状に悩む方の診療をしている医療機関リストを公表することとされました。

今般、別添国通知を踏まえ、道としても、標記医療機関リストの公表を継続することといたしましたので、引き続きご協力頂きますようお願い申し上げます。

なお、新たに診療及び公表を可能とされる場合や変更事項等がある場合は、次によりご報告くださいますようお願いするとともに、既に公表している医療機関におきましては、変更事項等がない場合、改めての報告は不要である旨申し添えます。

また、令和５年５月16日付け感染症第622号通知により、当該医療機関からご報告等いただいていた「特定疾患療養管理料」の算定要件である「都道府県が医療機関名を公表」は、令和６年３月31日で終了となります。

記

１　送付資料

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に悩む方の診療をしている医療機関の公表等について

（令和６年３月29日付け感感0329第６号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）

２　医療機関リストの公表等に伴う報告について

（１）報告を要する場合

　　・新たに罹患後症状を有する方への診療に係る医療機関リストへの公表を可能とする場合、もしくは公表は不可とするが診療体制を有する旨管轄保健所への情報提供を可能とする場合

　　・既に公表している医療機関において、登録情報の変更もしくは登録削除を希望する場合

（２）報告方法

　　　電子申請システム又はFAXにより、報告願います。

　　ア　電子申請システムの場合

次の申請フォームにアクセスし、必要事項を記入の上、送信願います。

　　　　　<https://www.harp.lg.jp/YHMb1QR4>



半角数字イチ

小文字エル

　　イ　FAXの場合

別添FAX用報告様式「罹患後症状のある患者への診療体制に係る報告」により、報告願います。

 【報告先】北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課　FAX：011-206-0732

（３）参考（当課ホームページ：公表中の医療機関リスト等について）

　　　<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/hokennsienn3.html>

３　その他

　　罹患後症状に悩む方への診療に関しては、次の資料等を参照願います。

（１）厚生労働省ホームページ

　　　<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00402.html>

（２）「新型コロナウイルス感染症　診療の手引き　別冊　罹患後症状のマネジメント」

　　　<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001159305.pdf>

担当：感染症対策局感染症対策課

　　　主査（地域支援）

TEL：011-206-6178（直通）

FAX：011-206-0732